

第 6 回電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制 に関する法律の在り方に関する部会でのご指摘について

スト規制法と労働関係調整法第36条との関係について

＜前回部会での御指摘＞

スト規制法と労働関係調整法第36条との関係について、どう考えるか。

＜スト規制法と労働関係調整法第36条の関係について＞

	スト規制法		労働関係調整法	
	第2条（電気事業）	（参考）第3条（石炭鉱業）	第36条	（参考）第35条の2、38条（緊急調整）
法律の目的	電気事業及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。		労働組合法と相俟って、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もって経済の興隆に寄与することを目的とする。	
内容	正当でない争議行為の範囲として、 <u>電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為を規定</u> （発電施設や送配電施設等電気の正常な供給に関わる施設等物的施設の保護を含む）	正当でない争議行為の範囲として、 <u>鉱山保安法に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為</u> であって、 <u>鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずる行為を規定</u>	正当でない争議行為の範囲として、 <u>全ての事業場における人命・身体に関わる安全保持施設（※）の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為を規定</u> ※「安全保持の施設」とは、正常に維持、運行しなければ、工場事業場施設ないしそこでの業務の遂行から生ずべき人命、身体に対する危害又は危険を、通常、予防しえないと客観的に認められる施設。 例えば、工場においては、機械に装置する危険予防のための被覆・柵等の装置、有毒ガスの排出設備、爆発防止施設、危険箇所の表示等が該当。	公益事業又はその規模が大きい場合若しくは特別の性質の事業に関するものであって、国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認められ、現実に存在するときに、内閣総理大臣の決定の下、緊急調整の決定が官報で公表された日から50日間、関係当事者の争議行為を禁止
罰則	なし	なし	なし	20万円以下の罰金



スト規制法（電気事業）も労働関係調整法第36条も正当でない争議行為の範囲を明らかにするという趣旨は同じであるが、前者は国民経済及び国民の日常生活に対する重要性を目的に掲げ「正当でない争議行為」の範囲を上記のとおり定め、全体として電気の正常な供給障害を生じさせるか否かという観点から「正当でない争議行為」の範囲を画するものであるところ、後者は事業場における業務の遂行から生じる人命、身体に関する危害又は危険を顕在化させるか否かという観点から「正当でない争議行為」の範囲を画するものであるとされている。

■ 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和28年法律第171号）（抄）	
第2条	電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。
第3条	石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、 <u>鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為</u> であつて、 <u>鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるもの</u> をしてはならない。
■ 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）（抄）	
第35条の2	内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きい場合若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、緊急調整の決定をすることができ。
②・③	（略）
第36条	工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすことはできない。
第38条	緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間は、争議行為をなすことができない。